

令和6年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 12月 12日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 4番 | 井町 哲 |
| 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 | 8番 | 前田 孝治 |
| 9番 | 中嶋 友之 | 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | | |
|----|-----|-----|------|-----|-------|
| 3番 | 俵 薫 | 12番 | 中嶋 誠 | 17番 | 村上 浩一 |
|----|-----|-----|------|-----|-------|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 岩山 澄男 | 安永 彰 |
| 永安 達彦 | 山田 孝治 | 鮎川 幸彦 |
| 阿川 伸美 | 秋永 明 | 松田 康浩 |
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 6 年第 1 2 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 1 9 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>ちなみに欠席委員は依黨委員、村上浩一委員、中嶋誠委員となっております。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしゅうございますか。それでは 1 1 番 石田委員、1 3 番 安部委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 7 件について、説明します。</p> <p>1 件目、資料 1 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。本件は譲受人が農事組合法人の理事になる為に譲渡人から農地の名義を変更します。本件は同一農家世帯内での名義変更となります。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項 第 1 号から 9 号に抵触しないと考えます。</p> <p>2 件目、資料 2 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。本件の表示されている土地について昨年の 3 月総会で、売買許可をいったん出しましたが、その当時の所有者であった方が亡くなりまして、相続人と譲受人との間で売買ではなく贈与により所有権を移転させるということになりまして、一旦 3 条の申請を取り下げて今回改めて申請をするという形になりました。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>3 件目、資料 3 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が高齢で農地の維持管理が困難であるため譲受人が引き受けることとなりました。この件につきまして農地法第 3</p>

<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>条 第2項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>4件目、資料4をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が県外に住んでおり農地の維持管理が困難であるため親族である譲受人が引き受けることとなりました。この件につきまして農地法第3条 第2項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>5件目、資料5をご参照ください。譲受人、●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。申請地は現在譲受人が耕作している農地のすぐ近くにあり、また譲渡人が高齢で耕作が難しいため譲受人に渡すこととなりました。この件につきまして農地法第3条 第2項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>6件目、資料6をご参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は申請地を相続しましたが、農地の維持管理が困難なため、申請地付近で資格を取得した譲受人に譲ることとしました。この件につきまして農地法第3条 第2項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>7件目、資料7をご参照ください。本件も新規就農にあたります。譲受人、●●●、●●さん。譲渡人、●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人は市外に住んでおり、農地の維持管理が困難なため、申請地付近で居宅を取得した譲受人に譲ることとしました。この件につきまして農地法第3条 第2項各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程お願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>2番の伊藤でございます。12月5日現地調査ということで事務局、局長、以下二人と山本会長、そして安富代理、私、それにそれぞれの担当地区の推進委員さんと共に現地調査を実施してきました。</p> <p>3条1番、●●さんから始めます。資料1ですね、図面を見てもらえればと思います。私の実感とかけ離れていましてですね、場所的には説明しづらいんですけど。現地は●●●●の南東約1kmくらい●●●●と●●●●のその間にある申請地です。今まで</p>
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>耕作されてるところ見させてもらいましたが、よく管理されており取得は問題ないと判断しました。</p> <p>続けて2番です。現地はこれも私どもピンと頭に入ってないんですけども、●●●●●●●●、●●地区から●●方面に向かった位置で、2の図面を見てもらえばお分かりになると思います。耕作地を見るにしっかりと耕作されており、今後取得されても同じようにされるものと判断いたしました。</p> <p>3番。資料3を見て大体の位置を皆さん認識していただければと思います。これも同じく●●●●●●●●側に●●●●●●●●っていうのがあるんですが、その東側に約300mくらい行った所でした。これもよく管理されており、今後とも同じように耕作されるものと認めて帰ってまいりました。</p> <p>続けて4番、●●さんの所です。現地は●●●●●●●●と●●●●●●●●の間に位置しており、ここも耕作地を見させてもらいましたがよく整備管理されておりましたので、今後とも引き続き管理されていくものと判断いたしました。</p> <p>次5番、●●さん。現地は●●●●●●の北側、●●●●●●の入り口の道路に面する所です。ここを取得されるそうですが反対側の道路に耕作地がありました。よく管理されており今後とも管理されるものと判断し、終わっております。</p> <p>なお6番●●さん、7番●●さんは新規ということで調査しておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	1番の件で地元推進委員の佐藤と申します。只今委員の説明があった通り、該当地は適切に管理されて全く問題ないと思います。よろしくをお願いします。
推進委員	2番3番、4番の担当の阿川と言います。2番3番4番につきましてはずっと耕作されてる部分が変わっただけで、問題はないと思います。5番もしっかり耕作されてますので、問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。6番の●●さんの件について分かる方いらっしゃいましたらお願いします。●●です。はい。
推進委員	はい、分かりません。
議長	岸委員分かりませんか。

員	聞いてないから分かりません、すみません。
議長	7番、●●ですか。
推進委員	伊佐の山田ですが、これは●●●です。家と土地を買われるということで見に行ったんですけど、まだ全然誰も住んでないし山も畑も田も荒れ放題です。
議長	はい、分かりました。新規就農ですから今からですね。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
事務局	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請2件について説明します。 1件目、資料8を参照してください。所在地は●●●●●●●●●●、転用面積792㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●のあるところから南東に500mくらいの場所にある農用地区域内農地です。今回申請された農地について三方が山林に囲まれていて、この山林の木を伐採しています。その切った木の置場として令和5年の3月から無断で使用している状況です。本

	<p>件は令和8年2月末までの一時転用ということで、今回無断で転用しているため始末書を提出させております。場所は伐採している山林の場所からしてここしか置場にできないような場所ではありました。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。本件は農用地区域内農地の転用であるため、常設審議委員会に意見聴取します。</p> <p>2件目、資料9を参照してください。所在地●●●●●●、転用面積2,519㎡、申請人、●●●●。申請地は●●●●●●●●●●と●●●●●●●●を道沿いに行った所にあります農用地区域内農地です。ヘリポートとして使用予定です。一時転用の期間としては令和7年1月1日から令和7年3月18日までの予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。本件につきましても、常設審議委員会に意見聴取します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>18番の安富です。</p> <p>1番は今事務局から説明がありましたように、場所が●●の●●●●●●の●●●●●●●●です。道路の東側100m行かないくらいの所です。説明にありましたように無断転用で一時使用貸借って書いてありますが、そういうことのように。現状は一休みみたいな感じ、今は整地がしてありました。でも残りの木の伐採があるみたいで、今後まだそこにある期間くらいまで使用したいということのようです。無断転用ですから始末書は出ているようですし、ここは圃場整備はしていないようです。使用後は原状復帰されるということだと思います。</p> <p>2番は●●地区、●●●●の●●●●●●になります。●●地区から西側に、左手の方に林道をだいぶ入っていった所になります。地図上は印がしてある所の周りに田んぼがあるようですが、ほぼ耕作してある所はありません。特に毎回出てきてるんですがヘリポート駐車場の様な感じで使われるということです。</p> <p>1番についても2番についても特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>

推進委員	<p>嘉万地区の鮎川です。当初は事務局説明の通り無断転用で伐採した材木の一時置場にしておりましたが、現時点では事務手続きを正規の形でされて始末書も出されてるということです。また期限を過ぎる場合は再度提出するそうで、現地で●●●●さんにも指導されました。現状農地については圃場整備はされておらず、周りの水路も適切に整備がされております。</p> <p>問題はないと思いますのでお願いいたします。</p>
推進委員	<p>赤地区の永安といいます。行って参りましたけれど、特に変わったことはございません。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ヘリポートにつきましては先日も出ておりましたし、ずっと3年4年続けて出ていて、全く同じ場所でございます。むしろヘリポートであるから草が無くきれいだというような所でございます。</p> <p>委員の皆さんよりご意見ありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>無いようでしたら採決に移りますが、よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第2号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をし、常設に送付をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地域除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは農振除外申請1件について説明します。資料10を参照ください。所在地は●●●●、●●●●の中にある宅地のすぐ真横に立地する農地になります。位置図で言うと左下に丸で描いてあります。交差点と家に挟まれたような場所になります。申請地の隣地に既に地権者の家が建っています。その近くにさらに地権者の子が住宅を新築するというので、自分用と来客用の駐車場を作りたいということです。</p>

	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
伊藤委員	農地の除外申請ですが、今説明がありましたように●●●●●●を●●の方から500mくらい行った左手になります。●●●●●●が1kmくらい入った所にあります。説明が事務局からありましたように現地は既に整地がしてあって、元々畑になってるんですね。畑地の転用ということなんですが、実際には庭木などがあっただろうと思いますが、片付けられているような状況です。周りに他の農地があるというわけではありません。農振の除外に続いて転用も出てくるんだろうと思うんですが、特に問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
永安推進委員	赤地区担当の永安といいます。今説明ありましたように、該当地は●●●●に上がる道の下です。家の前だったので行って見たらきちんと、以前は樹木が立っていたんですが引っこ抜いてありました。特に問題ありません。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。私の方から簡単に説明をしたいところがあります。実は5ヶ月くらい前にここ現況証明で出た案件でございます。畑に玉ねぎだったと思うんですが穴あきの黒真土をされて、綺麗に植えてあった場所でございます。よっていくら何でも現況証明は駄目だから、除外からやって転用を出してくださいとその時に指導しています。それで多分今回庭木があつたらいけないと思って、庭木を皆切られて一か所に集めて山にしておられたんだと思います。周りに隣接する農地は全くございません。家と道路とで完全に区切られております。以上です。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をし、調査委員の意見を添えて市町部局の方に報告

事務局	<p>連絡いたします。</p> <p>議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております令和6年12月27日告示、令和7年1月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で2筆でございます。利用権設定面積が新規で合計いたしまして4,632㎡、貸し手は1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画は基本構想に適合すること。農用地を効率的に利用して耕作すること。耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたら願います。井町さんのところですか？●●ですから秋吉ですね。秋吉の委員さんいらっしゃいませんか？●●●●●さんですか、1町近く作っておられる。岸さん。</p>
委員	<p>畜産農家の●●●さんじゃないですか？牛飼ってる。</p>
推進委員	<p>●●●の●●●さんの息子さんでしょう。●●●●●さんの息子さんです。</p>
委員	<p>牧草を植えられる予定だろうという。</p>
議長	<p>今までの所もずっと牧草が生えてるんだ。はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>それとこれ、表示がいけんと思う。下が11年で半年になつとる。4年の貸付け年数なのに7年になつてる。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。下は間違いです。令和7年ではございません。上と一緒にです。</p>

議長	令和11年ね、はい。他にございませんか。 無いようでしたら、採択に移りたいと思います。 議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは報告案件に移りたいと思います。議事順位第5 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 合意解約2件について報告します。 1件目2件目どちらも貸付人が●●さん、借受人1番が●●さん、2番が●●さんとなっています。元の契約内容、設定期間、合意解約日、引き渡し日は備考にある通りです。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。次の耕作者は？
事務局	まだ把握はしていません。
議長	はい、岸さん。
委員	これって売却予定なんです。それで売却するまでの期間は自己管理だと聞いております。
議長	ありがとうございます。報告案件ですが何かご質疑ありましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？

委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 現況証明願いの提出が3件ございましたので、説明いたします。 1件目、参考資料11をご参照ください。申請人の方は農地法3条 議案1号の●●さんです。現地につきましては40年以上前から、庭と宅地の一部となっています。 2件目、資料12をご参照ください。申請地の場所と現状については資料の通りですが、こちらの申請地は昭和58年に隣地が宅地となっていて、宅地の一部となっています。一体利用ということです。 3件目、資料13をご参照ください。申請人の方は農地法3条 議案1号の●●さんです。場所は●●●●●●の反対側に●●●が駐車場にしてるグラウンドがあるんですけど、その敷地です。申請地は平成初期から写真のような状態になっています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	はい、農地の転用現況証明なんですが、1番は事務局の説明にあったように3条所有権移転の申請が出てました。これで耕作状況の確認ということで話をしたら、そこに写真がありますよね？11-3、家があってこの前に庭があります。公図が次にあるんですが、細長い感じで上にあります。家の進入路って言いますか、舗装がしてある所含めて細長い土のような感じで転用されていたということで、現況証明で確認を取ってですね、その後3条の転用をしてくださって話になったんだろうと思います。どちらにしても、現状は家に入る進入路。庭に入るような状況になっている、というのが1番。 2番はですね、場所は●●●●の下あたりになります。図面を見てもらうとほぼ畑地になってるんですかね？面積的に細長い感じで、農地として利用できる状況じゃないんですが、家を建てた時を含めて使い道がないんでこういうふうな状況になってる。だから右側に道路があって、その下に法面と水路があって、また法面があって家が建っている。もうこれ以上農地として再生するのは不可能な状況だと思います。 3番はこれも3条で出てたと思います。●●●●の●●●の話がありましたが、親戚の土地を3条で引き受けることにしたってい

	<p>う状況です。現地確認で小さい田んぼを見に行っただんですが、実際には田んぼとしての形状はなくて、圃場整備の時に不要な土地を集めて●●●●●●の駐車場のようになっている。その中にいっぱい田くつきの用地が集まってるらしいんです。その中の1つが●●さんの現地確認をした用地ということです。基本的にはグラウンドとして使ってますから元に戻りませんし、当時の約束でされたことだろうと思います。この中に10個くらい地権者が色々な土地がある。だからこういうふうな事案が出てきたときにはまた同じようなことが起こるから、まとめて地権者で話して一回現況証明で落として変えた方がいいんじゃないですか？って話はしてきました。大体はそういうことで現状はグラウンド、それを認めてきましたってことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今職務代理からお話あったように、13-2を見てもらえますか？赤い色鉛筆で枠がされてる所が今回の申請地です。実際には、結構広い中にこのような感じで縦長に何個も区切られてるようです。色んなやり方あると思うんですけどその場で指導するとしたら、皆さんで現況証明でどうかされたらどうですかという指導しか出来ませんでしたので、そのようにして帰りました。まだたくさんあるようでございます。</p>
委員	<p>10件くらいありますね。</p>
委員	<p>圃場整備と●●●の改修やった時に、不要な土地を集めてグラウンドにしたんだけど実際は●●●の駐車場で。</p>
議長	<p>調整だと思います。宅地の一部を取ったりとか色んなことで圃場整備しますんで。用地内に入れた中に農地じゃない所があったので、ここに調整で出してきた。</p>
委員	<p>違うちがう。ここにグラウンドを作りたいけど、官公庁でもないし●●●にすればいいんだけど出来なかったから。これお金を清算してると思います。お金で買ってこれ作ってると思います。だから税金掛かってもしょうがないんだけど、揉めてます今。実際には地籍調査してますから、現地に地図は落してありますから。問題はないと思いますけど、もうグラウンドです。</p>
議長	<p>地籍の時に地目変えておいてくれれば最高だったんですけど。</p>
委員	<p>皆さんが現況証明でいいというのであれば、そうされると思います。</p>

議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
推進委員	はい、1番の●●●●さんの畑の件ですが、委員の説明があった通り周囲は道や宅地に囲まれて、周辺の農地に全く影響がないと思います。そういうことでご本人は自分の畑をそうされたのではないかと思います。よろしくお願いします。
議長	2番、●●さん。
推進委員	大田推進委員の岩山と申します。この件は4、5年前まだ健在な頃から相談を受けていましたが、何ら周囲の農地に影響ないと思いますので、委員の言われた通りよろしいと思います。お願いします。
議長	はい、ありがとうございます。3番お願いします。
推進委員	別府推進委員の松田です。先ほど委員さんが言われた通りでございます。元々グラウンドということで、現況証明を申請されました。お願いします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第2号につきまして特に発言等ないようなので、報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第4条 第1項 第8号の規定による農地転用届についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 農地法第4条 第1項 第8号の規定による届け出が1件ありましたので説明します。

	<p>資料14を参照ください。申請地は●●●●の●●●のすぐ近くになります。元々326㎡の畑だったんですが、その中の約20㎡弱を使って農機具用倉庫を建てております。先月の総会で3条許可を出した土地になります。建物自体は許可なしで建てていいものなんですが、売り主の方が届け出を怠っていたということで、指導をして始末書も出してもらっています。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	<p>この場合は転用届でいいらしいんですが、今説明がありましたように200㎡以下の農業用施設については転用の許可はいらない。だけでも届出はしてくださいよ、ってことで届出を怠っていたらしいです。それで3条はもう許可してるんだから、順番がおかしいですがもう1回転用についての報告による現場の確認をしました。19㎡くらいですから大した倉庫じゃありません。</p> <p>特に問題は無いと思います。以上です</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
推進委員	<p>秋吉の秋永です。先程の説明で問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは特に発言無いようでございますので、報告第3号につきましては終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第8 報告第4号 農地造成事前報告についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読2件。</p> <p>それでは畑地造成事前報告の提出が2件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目、資料15を参照ください。申請地は●●●●にあります●●●●●●●●に行く道の途中ですね。上下水道局が管理している</p>

事務局	休みですね。
委員	私やろう。
議長	井町さん。
委員	現地は安富さんの言われた通りですが、私も現地見に行きました。昔は田んぼを作っていましたが、ほとんど水が出ない。で畑が 適当と思っております。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。ここは4ヶ月くらい前に、●●●から一時転用が出ている所です。
委員	あの水が出ませんから、水田は無理です。
議長	はい分かりました。ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら、報告4号を終わりたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第4号を終わらせていただきます。 議事順位第9 報告第5号 農地法第2条 第1項の規定による農地に該当しない非農地判断の非農地通知について事務局より朗 読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 農地法第2条 第1項 農地に該当しない非農地判断についての資料がありますので皆さんご覧ください。こちらの非農地通知に ついてはですね、国からの通知「農地法の運用について第4 3項」及びもう1個資料としてお渡ししてます「農地判断マニユア ル」それに基づいてですね、報告するものであります。本日配布しています先程の農地法第2条 第1項の農地に該当しない非農 地判断についての資料をご覧ください。

	<p>1 ページ様式 3 号非農地通知一覧表と書かれた資料をご覧ください。今年の 8 月から 9 月にかけて、委員の皆様と農地法 30 条 1 項に基づきまして、農業状況調査、農地パトロールの方を行いました。そのパトロールの中で非農地として判断したものを今回一覧表にあげております。こちらについては農地性が無くて、再生しても再生利用が困難な農地であると判断したものです。表の左から所在地、地目、面積、所有者、報告年月日を入れております。全部で 11 筆、面積が 10,010㎡あります。先日私が宇部の法務局で事前に協議をしております。了承をされてますんで、今回総会で報告をしておきます。今後の流れとしまして、農地パトロールで撮った写真を添付し、所有者に近日中に非農地通知と一緒に所有者に送ることにしています。また 12 月 27 日までを異議申し立て期間として、法務局で地目変更の登記の手続きをしていただく申請書類等を地権者に送付したいと思っております。報告については以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の報告について何か質疑ございましたらお願いいたします。特に発言無いようでございますので、報告第 5 号を終わりたいと思いますが……はい。</p>
委員	<p>あの非農地の所の所有者が●●●●ってあるけど、まだ名義変更はされて無いですか？</p>
議長	<p>いやそれは所有権移転、相続がされてないんです。</p>
委員	<p>されてないんですね。</p>
事務局	<p>名義変更はされてないです。これ地権者のお名前を出してます。で送付はですね、奥様の方●●さんに送る予定にしています。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか？はい。 それでは 1 件ほど発言ございましたけれど、特にその後発言無いようでございますので、以上で報告第 5 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 10 報告第 6 号 農地法第 6 条 第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書についてを朗読並びに説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p>

	<p>別紙資料農地所有適格法人報告書をご覧ください。別紙にありますように、●●●●●●●●から法人報告書の提出がありました。こちらにつきましては報告書の事業の状況と、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。農地所有適格法人報告書につきまして、何かご質疑ございましたらお願いいたします。特にございませんか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>はい、では報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それでちょっとお詫びなんです、私の方の●●●●●●●●昨日報告書出しまして、本来だったらもう少し早くじゃないといけないんですが、言い訳になるかも分かりませんが、税理士の方から書類を送ってくるのが4日前だったんで、それから作りまして出しました。来月は●●●●●●●●の報告書あると思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それではその他の報告に移りたいと思います。</p>
委員	<p>会長、その前にいいですか？</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>前の報告5号の話なんです、参考資料の2ページの報告3関係法令という所です。この法律で農地とは作物を目的に供される土地をいい、採草牧草地とは農地以外の土地で主として耕作者は用地を事業の為に改装するって書いてあるんですが、採草地で利用権設定した場合はこれにかかるんですか？</p>
議長	<p>はい？</p>
委員	<p>牧草として利用権を設定するじゃないですか。それはこの法令の3に抵触しますか？</p>

	今の報告第5号、関係法令の非農地判断のK。牛を飼うための牧草を栽培すると、農地の扱いから外れるんですか？
議長	直接農地からは外れます。外れますけれど、農地法の中からは外れません。
委員	農地法からは外れない？農地という項目からは外れるけど、利用権はそのまま設定してもいい？
議長	そうですね。農地法第2条に書いてあると思いますが、農地とは何かと。肥培管理をして耕作をしている所と、採草放牧地であるという見方を書いておりますんで。
委員	もしそれが外れるとしたらですね、利用権を設定する時に非農地として扱った後で、そういうことになるので。今会長が言われるように、農地として扱うなら外れないということに。
議長	外れないです。 だから農地法で採草放牧地っていうのは草を取るところも、落ち葉を集めるところも農耕に必要なものであれば農地に近い扱いで、税金とかいろんな面で保護されてるとというのが現状でございます。
委員	でですね、2条第1項というのに農地と採草放牧地、わざわざ書いた意味っていうのが今の会長の話だとはっきりしないんですが。
議長	要するに畑に牧草を植えるのと一緒で、田んぼに麦を植えたら畑地になるのか？というのと一緒です。わかります？地目田に麦を植えたら、そこは畑地になるのかどうかっていうのと僕は一緒だと思ってます。 事務局のほうで来月までに明確な回答が出れば出してください。僕も勉強していきます。
事務局	採草放牧地っていうのは一応農用地なんですよ。農地っていうのは田んぼ、畑、樹園地を農地と言います。農用地っていう大きいくくりがあって、その中に田んぼ、畑、樹園地、牧草地っていうのがある。
委員	分かりました。分類が変わるっていうだけですね。

議長	<p>そういうことでございます。 委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後 3 時 2 5 分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p>令和 6 年 1 2 月 1 2 日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>